

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正）

第1条 川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成21年川崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

（川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正）

第2条 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和26年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条ただし書を削る。

第2条を次のように改める。

（報酬）

第2条 委員の報酬の額は、月額279,000円とする。

（川崎市教育委員会組織条例の一部改正）

第3条 川崎市教育委員会組織条例（平成12年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額

並びにその支給条例第1条及び第2条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「旧法」という。）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間における川崎市教育委員会委員のうち教育長の職を兼ねる者に係る改正前の同条例の規定の適用及び旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である川崎市教育委員会委員の報酬の額については、なお従前の例による。

- 3 第3条の規定による改正後の川崎市教育委員会組織条例本則の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間における川崎市教育委員会の組織については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例 平成21年12月24日条例第47号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第23条第1項</b>の規定により、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>	<p>○川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例 平成21年12月24日条例第47号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第24条の2第1項</b>の規定により、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>

川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和26年2月7日条例第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 川崎市教育委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 委員の報酬の額は、<u>月額279,000円</u>とする。</p> <p>(第3条以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和26年2月7日条例第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 川崎市教育委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。<u>ただし、委員のうち教育長の職を兼ねる者については、この条例の規定は、適用しない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 委員の報酬の額は、<u>次のとおり</u>とする。 <u>(1) 委員長である委員 月額 336,000円</u> <u>(2) その他の委員 月額 279,000円</u></p> <p>(第3条以下 略)</p>

川崎市教育委員会組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="174 263 560 295">○川崎市教育委員会組織条例</p> <p data-bbox="716 311 1097 343">平成12年3月24日条例第35号</p> <p data-bbox="145 399 985 430">川崎市教育委員会は、<u>教育長及び5人</u>の委員をもって組織する。</p>	<p data-bbox="1176 263 1556 295">○川崎市教育委員会組織条例</p> <p data-bbox="1713 311 2094 343">平成12年3月24日条例第35号</p> <p data-bbox="1142 399 1836 430">川崎市教育委員会は、<u>6人</u>の委員をもって組織する。</p>